

茨城産業再生特区のご案内

制度概要

○対象事業者及び対象事業

復興産業集積区域内において、集積業種に該当する事業を営む法人または個人事業者が行う雇用機会の確保に寄与する事業（新たな設備投資や被災者等の雇用など）

○税制上の特例措置

① 特別償却 税額控除	機械装置、建物などを取得した場合に、特別償却または税額控除ができます。 ※特別償却と税額控除は選択適用				
		特別償却		税額控除	
		H28.4.1～ H31.3.31	H31.4.1～ H33.3.31	H28.4.1～ H31.3.31	H31.4.1～ H33.3.31
	機械装置	50%	34%	15%	10%
建物・構築物	25%	17%	8%	6%	

※税額控除は法人税額の20%が限度。20%を超えた金額については、4年間の繰越控除が可能。



「①特別償却・税額控除」と「②法人税特別控除」は選択適用

② 法人税 特別控除	被災雇用者等に対する給与等支給額の10%を税額控除できます。(指定を受けた日から5年間)	
	H28.4.1～H31.3.31	H31.4.1～H33.3.31
控除率	10%	7%

※税額控除は法人税額の20%が限度。

③ 研究開発 税制	研究開発用資産を取得した場合に、普通償却に加え、特別償却及び税額控除ができます。	
	特別償却	
	H28.4.1～H31.3.31	H31.4.1～H33.3.31
	50%	34%

+

研究開発用資産の償却費の8～12%を 税額控除

○地方税の課税免除

①固定資産税	5年間課税免除 事業用の施設又は設備を新・増設した場合の土地・建物・償却資産にかかる固定資産税
②法人事業税	5年間課税免除 新・増設した設備等に直接従事する従業員数の割合に応じて計算した額にかかる法人事業税
③不動産取得税	課税免除 新・増設した建物及びその敷地である土地の取得にかかる不動産取得税

※土地については、平成24年3月9日以後に取得し、取得後1年以内に建物建設を着手した場合に限り、建物の敷地部分が対象。

手続き

①日立市へ指定申請	次の書類を日立市に提出してください。 「指定申請書」、「指定事業者事業実施計画書」、「指定要件に関する宣言書」、「定款」、「登記事項証明書」、「パンフレット」
②日立市による指定	①の指定申請に基づき、指定要件を満たしている事業者に対し、日立市から「指定書」を交付します。
③事業の実施状況報告	指定に係る復興推進事業の実施状況、収支決算等を記載した実施状況報告書を、事業年度終了後1か月以内に日立市に提出してください。
④日立市による認定	指定に係る復興推進事業を適切に実施していると認める事業者に対し、③の報告書を受領した日から1か月以内に、日立市から「復興推進事業の実施に係る認定書」を交付します。
⑤確定申告	事業者が本制度による税制上の特例措置を受けようとする場合には、④の認定書により確定申告を行ってください。

対象業種及び対象区域

対象業種 (集積を目指す産業分野)	対象となる復興産業集積区域	
電気・機械関連産業	伊師工業団地地区復興産業集積区域	東町地区復興産業集積区域
	座禅山工業団地地区復興産業集積区域	日立駅前地区復興産業集積区域
	豊浦地区復興産業集積区域	助川地区復興産業集積区域
	砂沢地区復興産業集積区域	日立地区復興産業集積区域
	日高地区復興産業集積区域	多賀地区復興産業集積区域
	白銀地区復興産業集積区域 宮田地区復興産業集積区域	日立北部工業団地地区復興産業集積区域
環境・新エネルギー分野/ 自動車・建設機械関連産業	日立南部工業団地・日立南工業団地・大和田地区復興産業集積区域 大みか・日立港区臨港地区等復興産業集積区域 久慈鉄工団地地区復興産業集積区域	

(注) 詳細な対象業種及び対象区域については、お問い合わせください。

指定に関する要件

【共通要件】	<ul style="list-style-type: none"> 復興産業集積区域の区域内に事業所を有すること 茨城産業再生特区計画に記載された集積業種であること 復興推進事業(新たな設備投資や被災者等の雇用をしているなど)を行う適切かつ確実な計画を有すること 復興推進事業を安定して行うために必要な経済基盤を有すること
特別償却または税額控除の指定要件	<ul style="list-style-type: none"> 施設又は設備を新設し、又は増設するもの 機械及び装置、建物及びその付属設備並びに構造物を新たに取得するもの
法人税特別控除の指定要件	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災の被災者である労働者を雇用していること (被災者)平成23年3月1日時点で、特定被災区域内の事業所に勤務していた者 または居住していた者 (特定被災区域)災害救助法の適用市町村及びこれに準ずる市町村(222市町村)
研究開発税制の指定要件	<ul style="list-style-type: none"> 復興推進事業に関連する開発研究の用に供する減価償却資産を新たに取得するもの

その他の優遇措置

日立市産業集積促進条例に定める要件に該当する場合は、併せて次の優遇措置を受けることができます。

産業集積促進奨励金	新設、増設又は空き工場等活用に伴い新たに所有した固定資産に対して賦課された固定資産税及び都市計画税相当額の交付(3年度分)
新規雇用促進奨励金 (中小企業のみ)	新設、増設又は空き工場等活用に伴い新たに雇用した従業員1人につき10万円の交付(3年度分)
産業集積促進融資 (中小企業のみ)	①低利融資のあっせん(2億円限度) ②年利1%以内相当額の利子補給を3年間 ③保証料の1/2以内相当額を補給

(注) 業種、地域、投資額及び期間等の要件がありますので、詳細はお問い合わせください。

申請先及び問合せ先

日立市役所産業経済部産業立地推進課

住 所：日立市助川町1-1-1

電 話：0294(22)3111(代表)内線445 (IP直通) 050(5528)5105

E-mail：sangyoritchi@city.hitachi.lg.jp

※本制度の詳細については、日立市ホームページ〔トップページ〕>〔まちづくり〕>〔産業立地・工業団地〕>〔茨城産業再生特区計画(復興推進計画)について〕をご覧ください
<http://www.city.hitachi.lg.jp/jigyo/002/003/p010035.html>

